



◆Q1／新聞紙上などで公
共施設の全面禁煙について
載っていました。役場も
全面禁煙にしてください。
そして喫煙室を小中学生が
バスを待つことのできる場
所に替えてください。特に
冬期間はロビーで待ってい
るので、そのような場所が
あると良いのではないで
しょうか。早急に実施して
ください。

◆A1／平成15年に健康増進
法などが施行され、町でも安
全衛生委員会を開催して町内
施設の喫煙対策の状況を点検
し、施設の様態や利用者の
ニーズに応じ分煙または全面
禁煙の措置を段階的に進めて
おり、現在は社会教育施設、
ふれあい交流センターなどが
全面禁煙となっています。
今回、厚生労働省から受動
喫煙防止対策の方向性が示さ
れ、多数の方が利用する公共

的空間については、原則全面
禁煙となっております。全面禁煙
が困難である場合は、喫煙可
能区域を設定するなどの受動
喫煙防止対策を進めることと
なりました。受動喫煙による
健康への悪影響については、
科学的に明らかになり配慮が
必要とされます。

役場庁舎の全面禁煙には協
議が必要ですので慎重に検討
を進めたいと考えています。

また、現在の喫煙室を小中
学生のバス待合室にしてはど
うかとの意見については、以
前に町民の休憩室として使用
していましたが、囲われた空
間で目が届かない環境を作る
のは児童・生徒への指導上好
ましくなく、現行のロビーを
待合場所として開放している
点をご理解願います。

【総務課】

◆Q2／もっと住みやすい
標茶の町にしてほしい。
医療に対して、もっと力
を入れてほしいものです。

◆A2／本町では「だれもが
健康で安心して暮らせる快適
なまち」を指針とした保健福
祉総合まちづくりプランを策
定し、また3年ごとに標茶町
高齢者保健福祉・介護保険事
業計画と標茶町障がい者保健

福祉計画の見直しを行いなが
ら、福祉サービスの向上に努
めているところです。

また、町立病院は町内唯一
の医療機関として、救急医療
をはじめ住民のみなさんが安
心して利用できるかかりつけ
病院としての使命を担ってい
くため、今後も引き続き医師
の確保に努力していきます。

【住民課、町立病院】

◆Q3／いつも図書館を利
用させていただいて感謝し
ています。

机上に拡大鏡があります
ので私たち高齢者は助かつ
ていますが、時々数人同じ
ような年齢層がいて、出来
ましたら老鏡メガネを置い
ていただけたら高齢者は助
かります。家から持参すれ
ばよいのですが、忘れがち
で。

◆A3／当館をご利用いた
さありがとうございます。

早速、閲覧テーブルに老眼
鏡を用意させていただきました。
町民のみなさんが利用し
やすい図書館を目指していま
すが、職員の気付かない点も
ありますので、ご要望などが
ありましたら遠慮なくお申し
付けください。

【図書館】

～大切な子どもたちのために～ 安全確保についてのお願い

入学式から1カ月が経過し、新しい環境に慣れはじめた子どもたちが元気に通学しています。

各学校および教育委員会では、新1年生をはじめ町内各学校に通う子どもたちを犯罪から守り、事故にあわせないための指導はもとより、通学路の点検や防犯ブザーの配布などの環境整備に取り組んでいますが、各町内会、地域会、ボランティアなど各団体による常日ごろからの通学路の安全対策などの活動は誠に心強いものであり、ご協力に感謝するとともに、子どもたちの安全を守るためには、学校・家庭・地域全体での情報の共有や、連携を図る取り組みが重要であることをあらためて痛感しているところです。

今後も、町民のみなさんにもご理解いただき、さらなる安心・安全な地域社会づくりに向け、新1年生をはじめとする児童生徒の安全確保の取り組みに、一層のご協力をお願いします。

||||||| お願い事項 |||

- 子どもたちの登・下校時間にあわせて散歩・買い物・家の周りでの作業などをしながら、子どもたちを見守るようお願いいたします。
- 「おはよう」「行ってらっしゃい」「お帰り」など子どもたちへの声かけをお願いいたします。
- 不審者を発見した場合は警察、学校などに至急連絡をお願いいたします。

標茶町教育委員会

気象警報・注意報を 市町村ごとに発表します

気象台が発表する大雨警報などの気象警報・注意報は、現在、市町村をまとめた区域（釧路地方の場合は「釧路北部」「釧路中部」「釧路南東部」「釧路南西部」）ごとに発表していましたが、5月27日からは市町村ごとに発表します。



また、大雨警報では雨の降り方などに応じて「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害）」のように、警戒が必要な災害を表示します。

大雨や洪水などの警報や注意報が発表された場合は、テレビ・ラジオによる放送によるお知らせ、インターネットや携帯電話などによる情報提供サービスで知ることができます。

ただし、テレビ・ラジオなどでは、これまでどおり「市町村をまとめた地域の名称」でお知らせする場合があります。177天気予報電話サービスでも、市町村をまとめた地域の名称でお知らせします。

市町村ごとの警報等の内容は、下記で確認することができます。

●気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho.html>）

●国土交通省防災情報提供センター（携帯電話サイト）（<http://www.jma.go.jp/jp/bosaijoho/m/warn/area/101.html>）

本町の地域名称は「釧路中部」です。

◆釧路地方

- 釧路北部…弟子屈町
- 釧路中部…釧路市阿寒、標茶町、鶴居村
- 釧路南東部…厚岸町、浜中町
- 釧路南西部…釧路市釧路、釧路市音別、釧路町、白糠町

■問い合わせ／釧路地方気象台（☎0154-31-5146）

平成22年度 釧路湿原川レンジャー募集!!

釧路湿原川レンジャーの活動は、釧路湿原の良好な河川環境づくりに貢献する「ボランティア活動」です。ぜひ参加してみませんか。

■申込期間／5月12日(水)～14日(金)

※受付時間は午前9時～午後5時

■募集定員／170名（先着順）

■申し込み・問い合わせ／釧路開発建設部（☎0120-8946-42）

消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ
<http://www.sip.or.jp/~sfsma/welcome.html>

林野火災を 起こさないために



毎年この時季は空気が乾燥して風が強く、山火事や野火などの林野火災が数多く発生します。

その原因の多くは、ごみの焼却や山菜取りで入林したときのたばこの投げ捨てによるものです（基準に従わないごみの焼却は法律で禁止されており、罰金が科せられます）。

次の事項を守り、林野火災を防ぎましょう。

■林野火災を防ぐための重点事項／

- 枯草などのある場所では火を使用しない
- たばこの吸い殻は必ず消し、投げ捨てない
- 火遊びをしない
- ごみの焼却は絶対にしない

住宅用火災警報器 設置済ステッカーを 無料交付します



本町の条例で定められている住宅用火災警報器設置の猶予期間はあと1年となりました。

標茶消防署では、5月1日から住宅用火災警報器を設置している世帯へ「住宅用火災警報器設置済ステッカー」を無料交付します。

■対象／本町に在住される方

■交付手続き／標茶消防署にある申請書に必要事項を記入するだけです。申請は個人のほか、町内会などの団体もできます。

交付を希望される方はお気軽に来署ください。

☆消防署へ申請して交付を受ける以外に…

- 消防署・団で行っている住宅査察時に警報器の設置を確認した場合には、居住者の了承を得て玄関先に貼らせていただきます。
- 町が警報器を設置した公住などは、4月からステッカーの掲示作業を開始しています。

☆ステッカーを掲示するメリットとして…

- ステッカーを玄関などに貼り警報器の設置済を明示しておくことで、悪質な訪問販売を防ぐことができます。